

定款の変更について

公益財団法人 財務会計基準機構

財務会計基準機構（以下「当財団」という。）は2001年の設立以来、企業会計基準委員会（ASBJ）を設置し、我が国の会計基準の開発及び国際的な会計基準の開発への貢献を行っている。国際的な会計基準の開発への貢献に関して、ASBJ及び当財団は、国際会計基準審議会（IASB）及びその母体組織であるIFRS財団のカウンターパートとして、技術的貢献、人的貢献及び資金的貢献を行ってきている。

現在、IFRS財団は、国際的なサステナビリティ報告基準を開発することを目的とした審議会（仮称：国際サステナビリティ基準審議会）を設置するための準備作業を進めている。この審議会が設置された場合、IFRS財団のカウンターパートとして、当財団にサステナビリティ報告基準にも取り組むことが期待されるものと考えられ、当財団では2021年10月19日付で別紙のとおり、定款の第3条（目的）及び第4条（事業）にサステナビリティ報告基準に関する事項を加えた。

なお、この定款の変更は、2021年6月に開催した当財団の評議員会において、行政庁の変更認定を受けることを停止条件として承認され、その後、行政庁より認定を受けている。

（定款 新旧対照表（抜粋））

当財団定款を次のように変更する（変更部分に下線を付している。）。

変更後	変更前
<p>（目的） 第3条 この法人は、一般に公正妥当と認められる会計基準及びサステナビリティ報告基準の調査研究・開発、<u>国際的な会計基準及びサステナビリティ報告基準の開発への貢献並びにディスクロージャー及び会計に関する諸制度の調査研究を行い、もって我が国における会計・ディスクロージャーの諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>（目的） 第3条 この法人は、一般に公正妥当と認められる会計基準の調査研究・開発、国際的な会計基準の開発への貢献並びにディスクロージャー及び会計に関する諸制度の調査研究を行い、もって我が国における会計・ディスクロージャーの諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与することを目的とする。</p>

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 一般に公正妥当と認められる会計基準及びサステナビリティ報告基準の調査研究及び開発

二 国際的な会計基準及びサステナビリティ報告基準の開発への貢献

三 ディスクロージャー及び会計に関する諸制度の調査研究

四 前三号の事業の成果を踏まえた提言及び広報・研修活動

五 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行う。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 一般に公正妥当と認められる会計基準の調査研究及び開発

二 国際的な会計基準の開発への貢献

三 ディスクロージャー及び会計に関する諸制度の調査研究

四 前三号の事業の成果を踏まえた提言及び広報・研修活動

五 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行う。